

「主要行等向けの総合的な監督指針」、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」、「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正に対する主なコメント及びそれに対する金融庁の考え方

1. 金融機関の取締役の資質規定 (Fit and Proper 原則) について

コメントの該当箇所	コメント	金融庁の考え方	提出先
保険会社向けの総合的な監督指針 全般	先ず第一にどのような理由からこのような具体的な評価項目を示すことになったのか、その背景を説明してもらいたいと存じます。現行指針で十分と思われるが、これでは監督が不十分になる何か特別の理由があるのですか。	近年、金融機関の経営陣に責任を帰すべき事由による不祥事等が発覚し、社会問題となる事案が発生していることも踏まえ、平成 16 年 12 月に公表した「金融改革プログラム」においては、「金融機関の取締役の資質に関する規定 (Fit and Proper 原則) の具体的な着眼点の明確化」が施策として掲げられたところです。 こうしたことを受けて、保険業法第 8 条の 2 にある保険会社の取締役・執行役の資質に関する規定を明確化し、保険業法関係者の予見可能性を高め、金融機関のガバナンスの強化に資する観点から、今般、具体的な着眼点や監督手法を明確化することとしました。	外国損害保険協会
全般	金融機関の取締役の資質規定 (Fit and Proper 原則) について 10 年間待望んでいました。大いに賛成です。ただし、銀行から融資を受けた個人が銀行の現取締役に過去に置いて横領等の被害を受けた場合どの機関に申し立てることができるか具体的に明記していただきたい。今までに銀行・銀行協会の相談室等に申し出ても銀行は隠そうとしてうそをつく。被害を受けて 13 年経つが未だ解決できていない。	今回の監督指針の改正において列挙している取締役等の資質に関する着眼点は、各金融機関の取締役・執行役の選任プロセス等における自主的な取組みを基本としつつ、その過程において法令で規定されている適格性が適切に判断されているかどうかを当局が確認するための事項の例示であり、また、特定の事項への該当をもって直ちにその適格性を判断するためのものではありません。 従って、まずは金融自身がその責任において、これら着眼点も踏まえつつ、その時々時点における取締役等個人の資質を総合的に勘案して適切に判断することが重要と考えています。	個人
全般	今回公表された取締役の適格性の判断基準は、当局の監督権限が及ばない外国の金融グループにも適用されるのか確認したい。そのような金融グループの中には、わが国に経営管理を行う会社を設置している例もあると聞く。特に、ある金融機関で極めて不適切な取引に自ら関与していたにも拘わらず、当局からの処分逃れのため、その会社を退職し、他のグループ会社またはその経営管理会社に異動している事例があるのではないかと。更に、傘下金融機関の独立性の確保のためには、グループ内会社間において、定期的な人事異動のような役員異動が行われることは禁止すべきである。	銀行法及び保険業法の取締役等の資質規定について具体的な着眼点を示した今般の監督指針の規定は、当然、我が国で銀行業及び保険業を営んでおらず、我が国銀行法又は保険業法が適用されない外国の機関を対象とするものではありません。 銀行や保険会社の持株会社や主要株主に関しては、銀行法第 7 条の 2 及び保険業法第 8 条の 2 の直接の適用はありませんが、持株会社の認可に関して、銀行法第 52 条の 28、保険業法第 271 条の 19、主要株主の認可に関して、銀行法第 52 条の 10、保険業法第 271 条の 11 にそれぞれ関連規定がおかれています。 こうしたことも踏まえれば、持株会社を始め、子会社である銀行・保険会社の経営管理を行っている会社の取締役等に	個人

コメントの該当箇所	コメント	金融庁の考え方	提出先
		<p>についても銀行・保険会社の取締役等と同等の高い資質が求められることは言うまでもなく、監督指針に掲げられた着眼点を踏まえ、適切な選任プロセス等が構築されていることが期待されます。</p>	
全般	<p>「十分な社会的信用」の要件は、免許を受けた銀行や保険会社の役員に対してのみ適用されるものであり、外国金融グループの国内経営管理会社のような免許を受けていない会社の役員・スタッフに対しては、その国内経営管理会社が傘下の金融機関に対して実質的な影響力を有していたとしても、その国内経営管理会社を監督する根拠法律がない以上、適用されないことを確認したい。</p>	<p>銀行法及び保険業法の取締役等の資質規定について具体的な着眼点を示した今般の監督指針の規定は、当然、我が国で銀行業及び保険業を営んでおらず、我が国銀行法又は保険業法が適用されない外国の機関を対象とするものではありません。</p> <p>銀行や保険会社の持株会社や主要株主に関しては、銀行法第7条の2及び保険業法第8条の2の直接の適用はありませんが、持株会社の認可に関して、銀行法第52条の28、保険業法第271条の19、主要株主の認可に関して、銀行法第52条の10、保険業法第271条の11にそれぞれ関連規定がおかれています。</p> <p>こうしたことも踏まえれば、持株会社を始め、子会社である銀行・保険会社の経営管理を行っている会社の取締役等についても銀行・保険会社の取締役等と同等の高い資質が求められることは言うまでもなく、監督指針に掲げられた着眼点を踏まえ、適切な選任プロセス等が構築されていることが期待されます。</p>	個人
全般	<p>外国で設立された金融グループが、わが国に支店形態で進出していることも多い。(銀行、証券、保険など) その場合、その金融機関の日本支店に対しては、金融庁の監督が及んでいるが、実質的にその日本支店を支配している外国の親会社や持株会社には、金融庁の監督は及ばない。そのような状況において、今回公表された取締役の資格に関する基準も、当然に国内法人である日本の金融機関に対してのみ適用されることになると思われるが、そのこと(国内法人に対してのみ適用されること)は、著しく公平性を欠くのではないか。</p>	<p>銀行法第7条の2及び保険業法第8条の2は、銀行単体及び保険会社単体の取締役等についての資質規定です。</p> <p>銀行や保険会社の持株会社や主要株主に関しては、銀行法第7条の2及び保険業法第8条の2の直接の適用はありませんが、持株会社の認可に関して、銀行法第52条の28、保険業法第271条の19、主要株主の認可に関して、銀行法第52条の10、保険業法第271条の11にそれぞれ関連規定がおかれています。</p> <p>こうしたことも踏まえれば、持株会社を始め、子会社である銀行・保険会社の経営管理を行っている会社の取締役等についても銀行・保険会社の取締役等と同等の高い資質が求められることは言うまでもなく、監督指針に掲げられた着眼点を踏まえ、適切な選任プロセス等が構築されていることが期待されます。</p>	個人

コメントの該当箇所	コメント	金融庁の考え方	提出先
全般	<p>近年、日本に複数の業態で進出している外国の金融グループは、持株会社や親会社の支店または別法人を、金融庁の免許が不要な業態（サービス会社、コンサルティング会社等）で設立し、そのサービス会社等が、傘下の免許会社（銀行、証券等）を実質的に支配している例がある。そのようなサービス会社に対して、今回公表された取締役の資格基準は適用されるのか否か確認したい。適用されない場合、いくら傘下の金融機関の取締役に今回公表された資格基準を適用しても、彼らの「上司」であるサービス会社の役員に適用されないのであれば、実効性はほとんど期待できない。</p>	<p>銀行法第7条の2及び保険業法第8条の2は、銀行単体及び保険会社単体の取締役等についての資質規定です。</p> <p>銀行や保険会社の持株会社や主要株主に関しては、銀行法第7条の2及び保険業法第8条の2の直接の適用はありませんが、持株会社の認可に関して、銀行法第52条の28、保険業法第271条の19、主要株主の認可に関して、銀行法第52条の10、保険業法第271条の11にそれぞれ関連規定がおかれています。</p> <p>こうしたことも踏まえれば、持株会社を始め、子会社である銀行・保険会社の経営管理を行っている会社の取締役等についても銀行・保険会社の取締役等と同等の高い資質が求められることは言うまでもなく、監督指針に掲げられた着眼点を踏まえ、適切な選任プロセス等が構築されていることが期待されます。</p>	個人
全般	<p>今回公表された取締役の資格は、現在の取締役に適用されるか否かを確認したい。あるグループ会社では、過去に金融機関の代表者として不適切な行為に自ら深く関与していたにもかかわらず、現在はそのグループ内のサービス会社の役員に「栄転」し、傘下の金融機関を実質的に支配している場合もある。金融庁は、そのようなサービス会社をもつ金融グループに対しては、サービス会社の役員の過去の経歴（不祥事件等への関与）を調査し、過去に不適切な行為があった者を役員としている場合には、そのような者を役員としている理由を確認すべきである。</p>	<p>銀行法第7条の2及び保険業法第8条の2は、銀行単体及び保険会社単体の取締役等についての資質規定です。</p> <p>銀行や保険会社の持株会社や主要株主に関しては、銀行法第7条の2及び保険業法第8条の2の直接の適用はありませんが、持株会社の認可に関して、銀行法第52条の28、保険業法第271条の19、主要株主の認可に関して、銀行法第52条の10、保険業法第271条の11にそれぞれ関連規定がおかれています。</p> <p>こうしたことも踏まえれば、持株会社を始め、子会社である銀行・保険会社の経営管理を行っている会社の取締役等についても銀行・保険会社の取締役等と同等の高い資質が求められることは言うまでもなく、監督指針に掲げられた着眼点を踏まえ、適切な選任プロセス等が構築されていることが期待されます。</p>	個人
全般	<p>「十分な社会的信用」の要件は、外国会社の日本支店における幹部であっても、商法やその他の業法の規定による取締役（役員）でない以上、その肩書き（タイトル）にかかわらず適用されないことを確認したい。</p>	<p>銀行法第7条の2及び保険業法第8条の2は、我が国銀行法・保険業法に基づく銀行・保険会社、又はこれらになろうとする会社の取締役等についての資質規定です。外国銀行の在日支店の代表者は、銀行法第47条により、外国銀行支店の取締役とみなされ、（一部規定を除き）銀行法が適用されることとなるため、本監督指針の規定の対象となります。</p>	個人

コメントの該当箇所	コメント	金融庁の考え方	提出先
全般	<p>過去に、自己が役員として所属していた金融機関（当局の監督下にある金融機関）において、自らの不適切な行為を原因として、その金融機関に対して「役員の法令遵守の徹底」を求める検査結果通知が出されていたとしても、その国内経営管理会社の役員に就任することは問題ないことを確認したい。</p>	<p>銀行法第7条の2及び保険業法第8条の2は、銀行単体及び保険会社単体の取締役等についての資質規定であり、適用対象となるのは我が国銀行法・保険業法に基づく銀行・保険会社、又はこれらになろうとする会社の取締役等です。</p> <p>銀行や保険会社の持株会社や主要株主に関しては、銀行法第7条の2及び保険業法第8条の2の直接の適用はありませんが、持株会社の認可に関して、銀行法第52条の28、保険業法第271条の19、主要株主の認可に関して、銀行法第52条の10、保険業法第271条の11にそれぞれ関連規定がおかれています。</p> <p>こうしたことも踏まえれば、持株会社を始め、子会社である銀行・保険会社の経営管理を行っている会社の取締役等についても銀行・保険会社の取締役等と同等の高い資質が求められることは言うまでもなく、監督指針に掲げられた着眼点を踏まえ、適切な選任プロセス等が構築されていることが期待されます。</p> <p>従って、経営管理会社の役員の適格性を判断する際に、過去の検査結果通知について一つの要素として勘案するか否かは、それぞれの金融機関（又はグループ）の判断に委ねられているものであると考えます。</p>	個人
全般	<p>新たな役員の選任基準として、直近数年間は、同一金融グループの取締役に就任していないことを加えてはどうか。そうでなければ、同一金融グループの傘下金融機関において、役員がいわば定期異動のように会社を超えて異動することがあるが、金融機関の独立性の確保の観点から問題であるとする。（ある日、A会社の役員であった者が、翌日、同一グループのB会社の役員になることは好ましくないと考える。</p>	<p>今回の監督指針の改正において列挙している取締役等の資質に関する着眼点は、第一義的には、金融機関自身はその責任において、その時々時点における取締役等個人の資質を総合的に勘案して適切に判断するためのものであり、過去数年間遡った時点における事象を対象としたものではありません。各金融機関においては、例えば過去に所属した法人等における行政処分の原因となった事実への故意又は重過失による関与などを総合的に勘案しつつ、それが現時点における当該者の十分な社会的信用にどのように影響しているか等を検討し、適切に判断されることになると考えています。</p>	個人
保険会社向けの総合的な監督指針 II-1-2	<p>言うまでもないことですが、経営者に求められるのは企業家的な能力と管理者的能力であり、このどちらかが欠けてもその企業は成功しないものと考えます。この指針で求めているのは管理者能力の側面であって、これに企業論理の概念が付加されている様に思えます。</p> <p>これらも必要な資質条件ではありますが、極端なことを言いますと経営者は朝から晩まで監督指針を読んでいなければならないことになってしまいます。</p>	<p>今回の監督指針の改正において列挙している取締役の資質に関する着眼点は、各保険会社の取締役の選任プロセス等における自主的な取組みを基本としつつ、その過程において保険業法第8条の2に規定されている適格性が適切に判断されているかどうかを当局が確認するための事項の例示であり、また、特定の事項への該当をもって直ちにその適格性を判断するためのものではありません。</p> <p>従って、取締役の知識・経験を含め、まずは保険会社自身がその責任において、その時々時点における資質を総合的に</p>	外国損害保険協会

コメントの該当箇所	コメント	金融庁の考え方	提出先
		に勘案して適切に判断することが重要と考えています。	
保険会社向けの総合的な監督指針 II-1-2	<p>「経営管理を的確・公正かつ効率的に遂行することが出来る知識及び経験」としてその要素を例示していますが、トップ経営者は必ずしもこれらの知識・経験を持っているとは限りません。勿論これらを理解する能力は当然必要であります。「保険会社に係る十分な知識・経験」が必要であり、それが無い場合は的確性を欠くと言うことであれば、保険業以外の分野出身者は適格でないこととなり、これは甚だ疑問とせざるを得ません。</p>	<p>知識・経験について、客観的な基準を設けることは困難であり、その具体的な要素についても基本的には各金融機関の自主性に委ねることになると考えられますが、監督指針では特に大きな枠組みとして、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 保険業法等の関連諸規制や監督指針で示している経営管理の着眼点の内容を理解し、実行するに足る知識・経験、 ② 保険会社の業務の健全かつ適切な運営に必要なコンプライアンス及びリスク管理に関する十分な知識・経験、 ③ その他当該保険会社の行うことができる業務を適切に遂行することができる知識・経験、 <p>を例示的に挙げているところです。</p> <p>当該規定は、単に保険業の経験の有無をもって一面的に判断するためのものではなく、具体的にどのような知識・経験が求められるかについては、各金融機関において取締役の選任議案の決定等の際に、着眼点に提示されている要素をはじめ、当該金融機関の業務の特性等も含め、総合的に判断されるものであると考えております。</p>	外国損害保険協会
主要行等向けの総合的な監督指針 III-1-2-1 (2) ㉒e	<p>当該要素の対象となる者は、かかる行政処分の原因となった「故意または重大な過失」を直接問われた者のみが対象であり、当該行為者を監督する立場にあった者は除かれると考えてよいのか。</p>	<p>III-1-2-1(2) ㉒e. 及びIII-1-2-2(3) ㉗e. は、行政処分を発出した際に、その対象となった法人等において担当部署の責任者であったか、などの形式的な要件を規定しているものではありません。業務改善命令等の行政処分の原因となる事実について、行為の当事者として又は指揮命令を行う立場で、意図をもって、あるいは一定の結果の発生を認識し、かつ回避し得る状態にありながら特に甚だしい不注意によりこれを生ぜしめたことがないかどうかを検証する主旨です。</p> <p>そうした主旨をより明確化するため、当該規定に以下のような説明を加えることとしました。</p> <p>「e. 過去において、所属した法人等又は現在所属する法人等が金融監督当局より法令等遵守に係る業務改善命令、業務停止命令、又は免許、登録若しくは認可の取消し等の行政処分を受けており、当該処分の原因となる事実について、<u>行為の当事者として又は当該者に対し指揮命令を行う立場で、故意又は重大な過失（一定の結果の発生を認識し、か</u></p>	新生銀行

コメントの該当箇所	コメント	金融庁の考え方	提出先
主要行等向けの総合的な監督指針 Ⅲ－１－２－１ (２) ⑫ロ h	その他社会通念に照らし「十分な社会的信用」を有しているとは認められない事由につき、可能な限り具体的に示して欲しい。	<p>つ回避し得る状態にありながら特に基だしい不注意)によりこれを生ぜしめたことがないか。」</p> <p>今回の監督指針の改正において列挙している取締役等の資質に関する着眼点は、各銀行の取締役・執行役の選任プロセス等における自主的な取組みを基本としつつ、その過程において銀行法第7条の2に規定されている適格性が適切に判断されているかどうかを当局が確認するための事項の例示であり、また、特定の事項への該当をもって直ちにその適格性を判断するためのものではありません。</p> <p>従って、まずは銀行自身はその責任において、これら着眼点も踏まえつつ、その時々時点における取締役等個人の資質を総合的に勘案して適切に判断することが重要と考えています。</p> <p>こうした観点から、当該着眼点をより公正でかつ透明性のある規定とするため、Ⅲ－１－２－１(２)⑫ロの「<u>h. 上記のほか社会通念に照らし、「十分な社会的信用」を有しているとは認められない事由はないか。</u>」といった包括的な表現となっている記述は削除することとし、各々の着眼点があくまでも例示であるという主旨、銀行の自主的判断を尊重する主旨をより明確化することとしました。</p>	新生銀行
中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 Ⅱ－１－４	取締役の適格性の要素として示された事項は常識的・一般的なものであると理解するが、「知識及び経験」、「十分な社会的信用」の拡大解釈による経営関与を招くことのないよう、透明性ある運用に留意願いたい。	<p>今回の監督指針の改正において列挙している取締役の資質に関する着眼点は、各銀行の取締役の選任プロセス等における自主的な取組みを基本としつつ、その過程において銀行法第7条の2に規定されている適格性が適切に判断されているかどうかを当局が確認するための事項の例示であり、また、特定の事項への該当をもって直ちにその適格性を判断するためのものではありません。</p> <p>従って、当該規定は当局による銀行への経営関与を意図したものではなく、まずは銀行自身はその責任において、これら着眼点も踏まえつつ、その時々時点における取締役個人の資質を総合的に勘案して適切に判断することが重要と考えています。</p> <p>そうした考え方をより明確化するため、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」Ⅱ－１－４(３)の(注)の記述を、以下の通り拡充しました。</p> <p>「Ⅱ－１－２(２)⑫に掲げる取締役の知識・経験及び社会</p>	全国地方銀行協会

コメントの該当箇所	コメント	金融庁の考え方	提出先
		<p>的信用に係る着眼点は、各銀行の取締役の選任プロセス等における自主的な取組みを基本としつつ、その過程において法第7条の2に規定されている適格性が適切に判断されているかどうかを当局が確認するための事項の例示であり、また、特定の事項への該当をもって直ちにその適格性を判断するためのものではない。取締役の選任議案の決定に当たっては、まずは銀行自身はその責任において、上記着眼点も踏まえつつ、<u>その時々時点における取締役個人の資質を総合的に勘案して適切に判断するとともに、免許申請や取締役の就任の届出等において、監督当局への説明責任を果たすべきものであることに留意する必要がある。</u></p> <p>また、より公正でかつ透明性のある規定とするため、Ⅱ-1-2(2)⑫口の「<u>h. 上記のほか社会通念に照らし、「十分な社会的信用」を有しているとは認められない事由はないか。</u>」といった包括的な表現となっている記述は削除することとし、各々の着眼点があくまでも例示であるという主旨、銀行の自主的判断を尊重する主旨をより明確化することとしました。</p>	
<p>中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 Ⅱ-1-4</p>	<p>取締役の適格性の要素として、「業務を適切に遂行することができる知識・経験」、「社会通念に照らし、十分な社会的信用」といった表現が引き続き用いられているが、適用に当たっては、拡大解釈による経営関与が行われることのないよう、透明性のある運用をお願いしたい。</p>	<p>今回の監督指針の改正において列挙している取締役の資質に関する着眼点は、各銀行の取締役の選任プロセス等における自主的な取組みを基本としつつ、その過程において銀行法第7条の2に規定されている適格性が適切に判断されているかどうかを当局が確認するための事項の例示であり、また、特定の事項への該当をもって直ちにその適格性を判断するためのものではありません。</p> <p>従って、当該規定は当局による銀行への経営関与を意図したのではなく、まずは銀行自身はその責任において、これら着眼点も踏まえつつ、その時々時点における取締役個人の資質を総合的に勘案して適切に判断することが重要と考えています。</p> <p>そうした考え方をより明確化するため、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」Ⅱ-1-4(3)の(注)の記述を、以下の通り拡充しました。</p> <p>「Ⅱ-1-2(2)⑫に掲げる取締役の知識・経験及び社会的信用に係る着眼点は、各銀行の取締役の選任プロセス等における自主的な取組みを基本としつつ、その過程において法第7条の2に規定されている適格性が適切に判断されているかどうかを当局が確認するための事項の例示であ</p>	<p>第二地方銀行協会</p>

コメントの該当箇所	コメント	金融庁の考え方	提出先
		<p>り、また、特定の事項への該当をもって直ちにその適格性を判断するためのものではない。取締役の選任議案の決定に当たっては、まずは銀行自身はその責任において、上記着眼点も踏まえつつ、<u>その時々時点における取締役個人の資質を総合的に勘案して適切に判断するとともに、免許申請や取締役の就任の届出等において、監督当局への説明責任を果たすべきものであることに留意する必要がある。</u></p> <p>また、より公正でかつ透明性のある規定とするため、Ⅱ－１－２（２）⑫口の「<u>h. 上記のほか社会通念に照らし、「十分な社会的信用」を有しているとは認められない事由はないか。</u>」といった包括的な表現となっている記述は削除することとし、各々の着眼点があくまでも例示であるという主旨、銀行の自主的判断を尊重する主旨をより明確化することとしました。</p>	
<p>中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 Ⅱ－１－４</p>	<p>取締役の適格性の要素として示された項目は、各金融機関が取締役の選任議案の決定プロセスにおいて勘案すべき要素の例示であり、第一義的には、各金融機関がこの要素等を参考にしつつ取締役の適格性を判断するとの理解でよいか確認したい。</p> <p>例えばⅡ－１－２（２）⑫e.にある「故意又は重大な過失」の有無については、金融監督当局より受けた業務改善命令等の原因を生ぜしめた部署の責任者であったかどうかという形式的な視点ではなく、本人の故意による直接的関与の有無や、内部管理面で著しく注意を怠ることはなかったかといった重過失の有無について各金融機関が判断し、その内容を当局に合理的に説明できればよいとの理解でよいか。</p>	<p>今回の監督指針の改正において列挙している取締役の資質に関する着眼点は、各銀行の取締役の選任プロセス等における自主的な取組みを基本としつつ、その過程において銀行法第7条の2に規定されている適格性が適切に判断されているかどうかを当局が確認するための事項の例示であり、また、特定の事項への該当をもって直ちにその適格性を判断するためのものではありません。</p> <p>従って、第一義的には、銀行自身はその責任において、これら着眼点も踏まえつつ、その時々時点における取締役個人の資質を総合的に勘案して適切に判断することが重要と考えています。</p> <p>そうした考え方をより明確化するため、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」Ⅱ－１－４（３）の（注）の記述を、以下の通り拡充しました。</p> <p>「Ⅱ－１－２（２）⑫に掲げる取締役の知識・経験及び社会的信用に係る着眼点は、<u>各銀行の取締役の選任プロセス等における自主的な取組みを基本としつつ、その過程において法第7条の2に規定されている適格性が適切に判断されているかどうかを当局が確認するための事項の例示であり、また、特定の事項への該当をもって直ちにその適格性を判断するためのものではない。取締役の選任議案の決定に当たっては、まずは銀行自身はその責任において、上記着眼点も踏まえつつ、その時々時点における取締役個人の資質を総合的に勘案して適切に判断するとともに、免許</u></p>	<p>全国地方銀行協会</p>

コメントの該当箇所	コメント	金融庁の考え方	提出先
		<p>申請や取締役の就任の届出等において、監督当局への説明責任を果たすべきものであることに留意する必要がある。」</p> <p>また、Ⅱ-1-2(2)⑩ロe. は、例えば銀行が業務改善命令の対象となった場合に、その原因となる事実を発生させた部署の責任者であったことや、その当時役員であったことなどを形式的に捉え、その後の取締役の適格性の判断に際し勘案することを意図したものではありません。</p> <p>業務改善命令等の行政処分の原因となる事実について、行為の当事者として又は指揮命令を行う立場で、意図をもってこれを生ぜしめたか、或いは、重大な過失、つまり一定の結果の発生を認識し、かつ回避し得る状態にありながら特に甚だしい不注意によりこれを生ぜしめたことがないかどうかを検証する主旨です。</p> <p>そうした主旨をより明確化するため、当該規定に以下のような説明を加えることとしました。</p> <p>「e. 過去において、所属した法人等又は現在所属する法人等が金融監督当局より法令等遵守に係る業務改善命令、業務停止命令、又は免許、登録若しくは認可の取消し等の行政処分を受けており、<u>当該処分の原因となる事実について、行為の当事者として又は当該者に対し指揮命令を行う立場で、故意又は重大な過失（一定の結果の発生を認識し、かつ回避し得る状態にありながら特に甚だしい不注意）によりこれを生ぜしめたことがないか。</u>」</p>	
<p>中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 Ⅱ-1-4</p>	<p>取締役による特定事項への該当事実が選任後に生じたこと（例えば、取締役による不祥事件の発生等）をもって、当該取締役の「選任議案の決定プロセス」等に重大な問題があると画一的に判断がなされることはないことを確認したい。</p>	<p>今回の監督指針の改正において列挙している取締役の資質に関する着眼点は、各銀行の取締役の選任プロセス等における自主的な取組みを基本としつつ、その過程において銀行法第7条の2に規定されている適格性が適切に判断されているかどうかを当局が確認するための事項の例示であり、また、特定の事項への該当をもって直ちにその適格性を判断するためのものではありません。</p>	<p>第二地方銀行協会</p>

コメントの該当箇所	コメント	金融庁の考え方	提出先
保険会社向けの総合的な監督指針 II-1-3(6)	<p>この改正案によると、経営トップの資質を一面的でしか見ていないことです。一面的であればそれだけにその部分のみが強調される危険性があり、これをどの様に補っていくのかわかりません。具体的な取扱いが今後この指針を適用しようとする場合に問題になるのではないのでしょうか。</p>	<p>今回の監督指針の改正において列挙している取締役の資質に関する着眼点は、各保険会社の取締役の選任プロセス等における自主的な取組みを基本としつつ、その過程において保険業法第8条の2に規定されている適格性が適切に判断されているかどうかを当局が確認するための事項の例示であり、また、特定の事項への該当をもって直ちにその適格性を判断するためのものではありません。</p> <p>従って、まずは保険会社自身がその責任において、これら着眼点も踏まえつつ、その時々時点における取締役個人の資質を総合的に勘案して適切に判断することが重要と考えています。</p>	外国損害保険協会
主要行等向けの総合的な監督指針 III-1-4	<p>「III-1-2-1(2)⑫、III-1-2-2(3)⑦に掲げる取締役・執行役の知識・経験及び社会的信用に係る着眼点は、特定の事項への該当をもって直ちにその適格性を判断するためのものではない。取締役の選任議案の決定又は執行役の選任に当たっては、まずは銀行自身がその責任において、上記着眼点も踏まえつつ、取締役・執行役個人の資質を総合的に勘案して適切に判断するとともに・・」とあるが、この趣旨は、取締役・執行役の知識・経験及び社会的信用に係る着眼点としてあげられた項目は、いわゆる「欠格事由」ではなく、銀行が、取締役等の資質を総合的に勘案する際の検討項目という位置づけであるとの理解でよいか。</p>	<p>今回の監督指針の改正において列挙している取締役等の資質に関する着眼点は、各銀行の取締役・執行役の選任プロセス等における自主的な取組みを基本としつつ、その過程において銀行法第7条の2に規定されている適格性が適切に判断されているかどうかを当局が確認するための事項の例示であり、法令で規定され、該当する場合には直ちに取締役等として不適格となる、いわゆる「欠格事由」を定めたものではありません。従って、特定の事項への該当をもって直ちにその適格性を判断することはありません。</p>	三井住友銀行
中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 別紙様式4-10	<p>別紙様式4-10(取締役就退任届出書)の注記に記載されている「参考となるべき事項を記載した書類」の添付は、監督指針改正案の概念ペーパーにおいて、あくまで「任意」である旨が示されており、各金融機関の主体性を尊重した運用がなされものであり、各金融機関で取締役の適格性について十分なチェックを行っていれば、「確認書」を提出する必要がないと理解してよいか。</p> <p>また、「確認書」を提出する場合は、必ずしも各項目に係る疎明資料を求めるものではなく、各金融機関が取締役の選任にあたり、改正案で示された要素を勘案して取締役として適格であることを確認した旨を記載すればよいとの理解でよいかを確認したい。</p>	<p>当該規定は、様式の中で任意の提出資料の例示をしているだけであり、提出するか否かを含め、各金融機関の主体性を尊重した運用がなされることとなります。</p>	全国地方銀行協会

コメントの該当箇所	コメント	金融庁の考え方	提出先
中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 別紙様式4-10	<p>「取締役就退任届出書」の添付書類とされている「その他参考となるべき事項を記載した書類」については、あくまで任意提出であることを確認したい。</p> <p>また、「確認書」を添付する場合には、監督指針で示された要素を勘案して取締役として適格であることを確認した趣旨のことを記載した書面を添付することでよいか確認したい。</p>	<p>当該規定は、様式の中で任意の提出資料の例示をしているだけであり、提出するか否かを含め、各金融機関の主体性を尊重した運用がなされることとなります。</p>	第二地方銀行協会